

山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務仕様書

1 業務名

山形市立病院済生館 新病院整備基本計画策定等支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

山形市立病院済生館は、施設の狭隘化や老朽化等の課題に対応し、地域医療の中核を担う医療機関としての役割を担い続けるため、現病院の建替えを行うこととし、令和3年度に「山形市立病院済生館 新病院整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。また令和4年度には、現敷地内において建替えを行う旨を決定した。

本業務は、基本構想の内容等をより詳細に取りまとめる「山形市立病院済生館 新病院整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定支援のほか、新病院の整備に関し必要な支援を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を厳守し実施すること。
- (2) 受託者は、委託者と協議を行い、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社に所属する者の中から、本業務を統括しその責任を負うべき統括責任者、及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告すること。
- (3) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は随時、山形市立病院済生館内で又はオンラインにより打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (4) 本業務において必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。契約終了後においても同様とする。
- (8) 本業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

基本構想の内容をより具体化し、設計と条件として取りまとめるため、資料の作成及び提供並びに各種助言等を専門的・技術的な視点から行うとともに、それらを踏まえた基本計画の成果品作成を行うほか、隣接する旧大沼エリアにおける事業との連携及び調整に係る業務、類似病院の事例の調査分析等、新病院の整備を推進するために必要な支援を行う。

具体的な業務内容は下記のとおり。

(1) 基本計画の策定

下記の計画策定及び内容検討等を踏まえた基本計画の成果品作成を行う。

ア 基本構想の内容の具体化

- ・現状分析及び将来予測等の検証（必要に応じて実施）
- ・診療機能、診療科、病床機能、病床数等の具体化

イ 部門別計画の策定等

- ・部門別計画の策定

部門ヒアリングの実施、運用方針・配置方針等の整理、必要諸室のリスト作成等

- ・人員配置の方針検討

診療機能、施設基準等に基づく部門別・職種別の人員配置についての方針検討

- ・附属施設及び関連施設に係る方向性等の検討及び整理

高等看護学院、院内保育施設、病児病後児保育施設、患者サービス施設、駐車場、駐輪場等の方向性又は具体的内容の検討及び整理

- ・業務委託方針等の検討

現状の業務委託状況の整理、新病院における運用方法、委託方針等の検討

ウ 施設整備計画の策定等

- ・関係諸法規・建築条件等の調査・整理

- ・敷地概要の検討

建物配置、附属施設・関連施設等の検討

- ・機能仮移転を含む建設手順の整理

敷地内既存建築物の先行解体範囲、建設中の機能仮移転の方法等複数パターン of 具体的検討（土地利用計画図、平面図等の作成を含む。）を含む建設手順の整理

- ・建物概要の検討

想定延床面積、建物構造、災害・感染症対策、部門別面積等の検討

- ・各種設備の検討

インフラ、防災・セキュリティ、搬送、通信等の諸設備の検討

- ・物流管理に係る整理

物流対象品目の整理、搬出入・使用場所、保管方法等の整理

- ・敷地内外における各種動線の検討

患者、救急搬送、物流等の敷地への出入りや敷地内動線等の検討

- ・基本計画図の作成

土地利用計画図、各階平面図、断面構成図、パース等（いずれも基本計画段階の一例として作成）

- ・整備手法の方向性の検討

エ 医療機器及び情報システムに係る検討

- ・医療機器等整備方針の検討

現有品の調査及び整理、新規導入・更新に係る整備方針の検討、設計と条件への影響が大きい機器の種類及び台数等

- ・情報システム整備方針の検討

院内の各種情報システムの現状整理及び整備に関する方針の検討、ネットワーク、セキュリティ、情報伝達機器等の整備又は導入に係る方針の検討

オ 事業費、収支及び事業スケジュールの整理

- ・整備に係る概算事業費の算出
- ・資金調達方法の検討
- ・新病院開院後の運営収支を含む収支シミュレーションの作成
- ・事業スケジュールの作成

カ 会議等の開催運営支援

外部委員も交えた検討委員会（2回程度の開催を想定）及び院内会議（随時）に係る下記業務を行う。

- ・会議への出席（オンラインでの参加も可能とするが、詳細は別途協議する。）
- ・会議資料作成支援
- ・会議資料の説明（必要に応じて行う。）
- ・議事録作成（発言録に近い形式のもの及び要点記載のものとし、会議開催後、概ね7日以内で提示すること。）

(2) 旧大沼エリアにおける事業との連携及び調整等

隣接する旧大沼エリアにおける事業の検討状況に合わせ、新病院の整備に及ぼす影響の検討や、市長部局との会議又は打合せ（随時）の資料作成等を必要に応じて行う。

(3) 各種調査及び助言等

基本計画の内容に関連する事項をはじめ、新病院整備に関する事項について、委託者の指示により、随時他病院の事例等を調査・分析するとともに、必要な資料作成及び委託者への助言等を行う。

(4) その他

協議の上、必要と考えられる業務を行う。

6 資料の貸与

本業務にあたり、委託者は受託者に対し、必要な資料を貸与することとする。なお、当該貸与資料について、受託者は本業務以外の目的に使用してはならない。

7 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、委託契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、業務計画書を作成の上委託者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 業務詳細工程表
 - エ 業務実施体制及び組織図
 - オ 統括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表
 - カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び業務従事者の一覧表
 - キ 業務フローチャート
 - ク 打合せ計画
 - ケ その他委託者が必要とする事項
- (3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

8 打合せ及び記録

策定支援業務を適正かつ円滑に実施するために、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

9 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。提出の時期及び方法については、委託者と受託者において協議の上、決定する。なお、履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

- (1) 山形市立病院済生館 新病院整備基本計画 150部
- (2) 山形市立病院済生館 新病院整備基本計画概要版 200部
- (3) その他本業務において作成した資料等 各2部
- (4) 会議録及び会議資料等 各1部
- (5) 前各号のデータ（PDF形式及び二次利用の可能なオリジナル形式（ワード、CAD等）によるデータを収録した記憶媒体（CD-R等）） 2セット

10 その他

- (1) 基本構想のほか、市の各種計画との整合性を図ること。
- (2) 本業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (3) 本業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備え

るものとする。

- (4) この仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者においてその都度協議の上、決定するものとする。

(参考)

現病院敷地における主な建物及び機能



番号	建物名等	主な入居機能
①	病院（本館）	②③以外の病院機能全般 (外来、病棟、中央診療部門、管理部門、物流 等)
②	病院（供用棟）	医局、会議室、MEセンター、栄養指導室、レストラン 等
③	病院（看護学院棟）	看護学院、病院職員更衣室、院内保育所、会議室 等
④	駐輪場	職員・来院者用駐輪場
⑤	市営済生館前駐車場	自走式駐車場
⑥	地上：親水広場 地下：市営済生館前 地下駐輪場	親水広場、駐輪場